

議案第 25 号

小城市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

小城市体育館条例施行規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 32 号)  
の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

申請書の受付時間の見直しに伴い、規則を改正する必要がある。  
これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

小城市体育館条例施行規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 2 項」を「前項」に改め、「及び受付時間」を削り、同項を同条第 3 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第25号 小城市体育館条例施行規則（平成17年小城市教育委員会規則第32号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（利用申請）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 利用申請書の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。</u></p> <p>4 教育委員会は、<u>前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、利用申請書の提出期間及び受付時間</u>を変更することができる。</p>	<p>（利用申請）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 教育委員会は、前項</u>の規定にかかわらず、必要と認めるときは、利用申請書の提出期間_____を変更することができる。</p>